

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和元年6月25日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和元年6月25日（火曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 下江洋行	副委員長 中西宏彰				
委員 竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	澤田恵子	浅尾洋平
柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助	山口洋一
長田共永	鈴木達雄	滝川健司			
議長 丸山隆弘					

欠席委員

なし

傍聴者

6人

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也、後藤和代

## 開 会 午後 1 時30分

○下江洋行委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、6月21日の本会議において、本委員会に付託されました第9号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第2号）、第10号議案 令和元年度新城市黒田財産区特別会計補正予算（第1号）及び第16号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第3号）の3議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いします。

本日審査する第16号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第3号）については、過日6月21日の本会議における第17号議案財産の取得の質疑と重複するような同様の質疑とならないよう十分、質疑を整理した上で質疑を行うよう、あわせてお願いします。

第9号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑のほうをさせていただきたいと思います。

2-1-1、一般管理費、訴訟事務経費、ページ数は15ページになります。1点ございます。146万7,000円とありますが、内容と内訳を伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 内容と内訳でございますが、内容につきましては、新庁舎建設に伴う移転補償に係る住民訴訟の手續が終了した

ため、債務負担行為を設定しておりました訴訟弁護委託料を計上するものでございます。

内訳としましては、弁護士への報酬金が138万円、裁判所までの交通費の実費弁償としまして8万6,760円、合計で146万6,760円となるものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。これは損害賠償請求の住民訴訟の事件が勧告されて、裁判が終わってというところでの弁護士費用の内訳だというふうに理解をいたしましたが、この報酬金が138万円で弁護士さんにお支払いするという状況だと思うんですが、ここの中には、この裁判でかかわりまして勧告ということで、市長が125万円支払うという中の一部もここに入っているという理解でいいのか、伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 済みません、ちょっと質問の趣旨がよくわからないのですが、125万円を市が受領した分が、この支出に充てられておるかという、そういう意味でしょうか。

歳入のほうは特定としておりませんので、一般財源として受けておりますので、必ずしも、この訴訟の支払いに当たっているというわけではありませんが、市の歳入としては125万円受けておりますし、市の支出として今回146万円をお願いするというものでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、もう一点、豊川インターチェンジで、丸の内インターチェンジということで書いてあるんですが、高速道路の利用ということで、こちらは名古屋の丸の内インターチェンジということでよろしいですか。東京ではないということでもよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 はい。おっしゃるとおり、丸の内は、名古屋の丸の内でございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて、2-1-17、地域活性化事業費、地方創生事業で15ページになります。移住支援事業に100万円の計上がされていますが、内容を伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 移住支援事業については、市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、愛知県の新規事業である愛知県移住支援事業・マッチング支援事業及び「あいちスタートアップ創業支援事業」に沿って補助を受け、新たに実施する事業です。

事業内容は、東京圏から新都市へ移住した方がマッチング支援対象の求人を充足して、定着に至った場合、または、愛知県の企業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金として、世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円を交付するものです。新規事業を開始するに当たり、今回、1世帯分の移住支援金を想定したところがあります。

なお、この事業の補助率については、事業費の4分の3を、国及び県からの補助金を受けて実施するものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 資料請求のほうも見させていただいて、大枠のほうを理解はしているつもりなんですけど、この愛知県が実施しています「あいちスタートアップ創業支援事業」というものを利用しながら、この制度を使うのかなというふうに理解をいたしているんですけど、このスタートアップ支援事業というのはどういったものなのか、伺いたいと思うんですけど、私のイメージだと、ホームページからこういった愛知県のマッチングサイトに入っていただきながらマッチングすれば、単身の

場合は60万円、世帯の場合は100万円の支給というふうな理解をしているんですが、大枠そういったものなのか、また違いますよということなのか、概要を伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 議員おっしゃられるように、愛知県のホームページで現在、移住支援金の就業先となる事業所をホームページで今、公募しておると。6月1日から申し込みの開始をしたというふうに聞いております。

そちらに登録をされた事業者さんに、東京圏から移住をしてくる予定の方が就業された場合、かつ新都市に引っ越された場合に対象となるというところで、全国的な動きの中ではありますが、愛知県もその事業を行っており、県内の各市町村においても共同で実施するという内容の事業になっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

1点お伺いしたいんですが、この支給された金額というか、単身者の場合は60万円で、世帯の場合100万円ということですが、この支給額のお金については、支給されたほうに、いろんなところに使ってほしいということで、ここに使いなさいとか、これを買いなさいとか、そういった縛りみたいな支給のお金ではないのでしょうか。そこら辺がわかれば教えてください。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 愛知県の補助要綱、それから、新都市の補助要綱におきましても、補助金の使途、使い道については特に制限をしているものではございません。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、質疑をさせていただきます。

3款3項6目であります。保育所費、保育所管理事業、資料15ページでございます。

1点目、保育室等改修工事費の詳細について。

2点目、軽食用冷凍庫の購入理由とその費用についてお伺いします。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 保育室等改修工事につきましては、千郷東こども園の1階、子育てサロンと2階、放課後児童対策室及び職員室について部屋の用途変更を行い、乳幼児の専用室と職員室として使用するために改修を行うものでございます。

工事費用の内容といたしましては、保育室等の改修として、延べ床面積約160平方メートルの改修に係る工事請負費と電話回線切りかえ、また、警備機器の移設に対する手数料でございます。

続きまして、2番の軽食用冷凍庫でございますが、千郷西こども園と東郷西こども園の軽食用冷凍庫が老朽化により温度が十分に下がらない状態となり、修理用交換部品も既に入手が困難なことから更新したく、2台分の備品購入費について増額補正をお願いするものであります。

以上です。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、ちょっと2点目についてお伺いします。

こういった冷凍庫、子供さんたちの多分、軽食を冷凍にしておいて、もしもの場合ということで使われるという、非常に大切で、また有意義な施設だというふうに理解をしますが、通常のメンテナンスは、恐らく電気屋さ

んがお見えになってやるわけではありませんで、特に冷凍庫ですと風の通りが悪いとかいうことによって、エアーの通る部分が凍ってしまうというような部分もあります。そういった日常の点検はどなたが、どのような形の中で留意してみえるのか、お伺いします。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 冷凍庫の点検でございますが、特に業者さんが定期的に回ってするものではございませんが、毎日使うものでございます。日々温度の調整や管理等は、給食調理員等職員のほうでやっておりますので、そちらのほうで確認しておるところでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款2項1目でございます。学校管理費、小学校管理事業、資料19ページをお願いします。

1点目になりますが、給水管布設工事替工事費用の詳細について。

2点目、当初予算で計上されなかった、その理由についてお伺いします。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 それでは、2点、御質問をいただきましたので、順次御答弁させていただきます。

まず、1点目の工事費用の詳細につきましては、水道メーターから給食室、体育館、特別教室棟屋外水栓及び校舎の一部につながる配管を取りかえるための経費としまして、配管、仕切弁、継手類などの材料費と掘削埋め戻し等を含む配管の布設手間代及び諸経費を

計上しております。

2点目の当初予算で計上されなかった理由でございますが、平成31年1月に漏水が判明いたしまして、漏水箇所を特定するための調査を行いました。調査箇所はアスファルトやコンクリート舗装の下に配管されている部分が多く、調査に時間を要してしまいました。

調査の結果、漏水箇所の特定はできませんでしたが、漏水調査で確認した全ての箇所において、配管の腐食が著しいことから、配管を布設し直したほうがよいとの判断になり、工事についての設計及び費用を算出する期間が必要となったことから、当初予算に計上することが間に合わず、6月定例会に計上することとなりました。

以上でございます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま配管が大変腐食をして見えたということではありますが、配管の部材は普通の鋼管ということで理解をしてもよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 はい。そのとおり、鋼管が全て使用されております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 あそこ、JRが実は通っておりますので、鉄道沿線というところは、実は電蝕作用が非常に激しくて、恐らく鋼管配管は数十年で完全に、その機能を失ってしまうというような状況であります。そうした中で今回、水漏れということであったわけですが、次に今回工事をしようという部材については、当然、塩ビ管等で進めていくのか。また、同様の鋼管配管をするのか。ちょっとその点だけお伺いします。

○下江洋行委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 今度の工事の中では、配管自体は塩ビ管を全て使用するという事で接続する設計をしております。

以上です。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、山口委員が再質問も含めて、内容を網羅されて質問していただきましたので、取り下げのほうをお願いしたいと思います。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第9号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 令和元年度新城市黒田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本議案の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れかえのため、しばらく休憩します。

休 憩 午後 1 時48分

再 開 午後 1 時51分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、第16号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております第16号議案の補正予算であります。歳出7款商工費、1項2目の商工振興費、新城インターチェンジ周辺整備事業であります。

今般補正で計上されました2億3,511万6,000円ありますが、従前からお聞きしているところでは2分の1程度、先にお渡しするというところで伺った部分での議案提示であるというふうに理解をするところでありますが、通常の工事請負契約、建物を取得するというような場合については、当然、先方の請負事業者さんが原材料、合材を買ったり、いろいろな事前確保をしたりということで、当然、通常の商慣習的にいきますと、着手金が2割であるとか、中間金で4割であるとか、また、中間の中間金で2割払って、残りを引き渡し終了後にお支払いするというのが通常であるというふうに理解をするものでありますし、また、それは当然であろうと思います。

ところが、今般は、先方の方は、更地にしてお渡ししますよということですので、なぜここで2分の1の相当額を予算計上しなくて

はいけないのか。そのことについて、まず、十分に理解できるように説明をお願いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいまの御質問でございますが、私ども考えましたのは、本来、土地売買契約上の取り扱いといたしまして、通常、高額取引契約に際しては、前払い金がないということは基本的に考えにくいということ。

それから、公共事業用地の関係で取り扱う中では、基準で7割程度まで認められているという部分も勘案しまして、その上で当該案件では予算のほうへ、こういうように上程させていただきましたように、2回にわたる支払い契約であります。そのことをもって、前払金は2分の1が相当ではないかという判断をさせていただいたものでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 公共事業という範疇でこれを、目的はインター周辺の整備ということでありますので、公共事業というふうに結びつけているという理解をする部分がないわけではないんですが、今回は本市側がいろいろ計画をされて、それで、こういうところがいいよね、こういうところをじゃあ買おうかねということとで地権者の方と交渉をして、進めていったものではないわけであります。

売り手の方から、ここを市のほうで求めていくことはできないのかということで、発端がスタートをしたというふうに伺っております。それを受けて本市にあっては、あの地域の長年の環境問題等々を含めて、いや、これは、こういうときに市が手を差し伸べるべきではないのかな。

また、2つ目の要因としては、もしもそこに予想外の事業者さんが入ってきてもらっても困るんじゃないのかなというふうな2つの両面等々から含めて、この原案が提案された

わけでありませんが、今、急に仮契約書が配られましたので、33秒でうまく出来ませんが、おおむねのことは書いてあります。したがって、ここで2億3,500万円、2分の1相当額をお支払いする中で、これは解約手付という形の中で理解をしてもよろしいのか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 恐れ入りますが、解約手続がこの規定の中にあるかどうかという御質問のことでしょうか。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 前渡し金は通常、不動産売買におきますと解約手付、手続ではありません、ごめんなさい。発音が悪かったらごめんなさい。手付ということであって、この後の条項にあります、事前にきれいにしますよ、要するに更地にしますよということがあります。そして、期日がうたってあります。それで、できなかつたときに、これは解約はできるんですよね。する場合に、実は解約、この手付金というのは、実は法規なんです、買い主は。ところが、売り主は、今度、違約賠で4億7,000万円いただけるというのは、実は、これ民法上の規定ですが、そういうことで理解をした中での、これは提案なのでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 この契約におきましては、第9条で契約の解除というところで具体的にうたっておる部分がありますが、それに関しましては当然ですね、瑕疵担保責任等を設定いたしまして、そうしたことを含めて相手側の債務不履行、履行がこちらの求めるもの、完遂していないということであれば、この契約は解除できるという形で、そこで包括をさせていただいて、扱ってまいるといふことで考えておるといふことでお答えさせていただきます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 瑕疵担保が発生をした時点で契約の解除をされるということですが、過

日、担当部長からは瑕疵担保というのは10年だよと言ったのが、これは最高裁の特例であって本来は、瑕疵担保というのは1年というのが通常のルールだというふうに思いますが、瑕疵担保があつたら解約をするよ、そのときには違約賠ということで、瑕疵担保が発見される前に全額を、残金を払わないわけでありますので、その点はいかがでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 委員、今おっしゃったように、そのとおり瑕疵担保において不履行の部分が明らかになったときは、お支払いをいたしません。全額支払いをするということはありません。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 だから、その手付金をお支払いしました、そして、瑕疵担保が発見されました、じゃあ解約に至りますよという一応これ、本来は補正案件とは全く変わっているんですが、数字が載っていますので申し上げますが、今、野々村課長言われたように、そういうことでできたので解約しますよという、そこで通常の慣習におけるところの違約賠という制度が適用されるのか、それはどうかということですが、契約書はちょっと、全部読めていませんのであれですが、済みません。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 今、私の理解としましては、山口委員おっしゃった点につきましては、この御提示をさせていただいた仮契約書、第9条の第2項のところの部分で、契約を解除したときは、相手方は、既に受領した補償金の額に、受領から返還の日まで2.7%の金利を加算し、速やかに乙に返還するものとするということが付随事項として載せてあるということによろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 第9条の2項ということですので確認をさせていただきますが、



出させていただいているものであります。

この鑑定評価については、御案内にとおり更地化を条件としてということで、それにあつては、その費用を加味して勘案してやっておるものではありません。

繰り返しですけど、あくまでも更地の状態としての土地の基準に基づく鑑定評価で、その土地の価値相当分というところでやってございますので、そちらとの関連はありませんし、私どもとしても、そこを意図的にどうのこうのというところは全く認識の中にはございません。

以上です。

**○下江洋行委員長** ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 休憩のときに、この仮契約書のもろもろの資料が配られたものですから、ちょっと今、一生懸命見て、よくわからないところでちょっと質問させてもらってしまいますが、非常にこういう形で5億円も使う事業なんです、資料もすぐそろっていないという状況での質疑ということで私は本当に、いいのかなというふうに思っています。

そこで、ちょっとお伺いしますが、この仮契約書が6月14日になされたというものになりまして、議案もその後すぐに出了れたのかなというふうな経過を感じておりますが、この第8条の瑕疵担保責任についてお伺いしたいんですが、この瑕疵担保責任の内容というのは、ほかに細かく設定がされているのか、どうなのかということをお聞かせください。

**○下江洋行委員長** 野々村用地開発課長。

**○野々村哲史用地開発課長** この第8条にかかります瑕疵担保責任につきましては、具体的に何と何と何ということをお示しするということではなく、そこら辺の枠を限定してしまうのではなくて、この点には大きな、先ほど契約書にうたっている物件の状況ということがありますので、そういうことは根底

にあるにしても、そのように逐次限定をして適用するということは考えないで、こういった契約を作成させていただいたということでございます。

**○下江洋行委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 限定した何か細かく、瑕疵担保の責任はこうであるというふうには書いていないというふうな仮契約だということは理解いたしましたが、私としては、その瑕疵がどういったものかというふうなところは、やはりしっかり明示できるものはして、明らかにした上での契約というのが必要ではないかなというふうに思っています。

なぜかといいますと、4,000トンのふん尿がまだ残っているというところであったり、あとは、建物がまだ残っている。また今後、更地にしていくということでもありますので、そういったところでしっかり、ここは責任があるだろうというところは明記をしながら、やっていくということが必要ではないかなというふうに思っているんですが、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

**○下江洋行委員長** 野々村用地開発課長。

**○野々村哲史用地開発課長** 今おっしゃられたところにつきましては、先ほどお答えしたとおりではありますけど、当然、今後、お互いに適切な履行ですね。市のほうは、あの土地代を払う、相手方はしっかり撤去等、先ほど申し上げたことをやっていくということをお互いに、その目的に向かってきっちりと、それぞれ注意しながらやっていくところが当然、基本的なところにありますので、そういった認識を持ってやっていきたいとは思っております。

**○下江洋行委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それで、これの今、山口委員との話の中でも出てきましたけど、2億3,500万円を前払いとして払うよという議案の予算案で質疑をしているんですが、このもととなったのが、この鑑定書から来ている

金額だというふうに理解をしています。

そこで、この鑑定書の状況について聞きたいんですが、その鑑定書のもとになったのは、平成9年の鈴木養鶏場側が測量した図をもとに鑑定を行ったという金額でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいま委員がおっしゃられた金額というのは、出された鑑定の結果の金額なのか、そうではない金額でおっしゃったのか、どちらでしょうか。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 出された金額4億7,000万円に出た評価額の金額についてなんですが。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 恐れ入ります。いま一度、ちょっとお願いいたします。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回のその金額、前払いで2億3,000万円支払うよという内容なんですが、このもととなった土地鑑定書なんですが、こちらのほうは今回新たに土地を購入するときに実測のほうをしたのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 これにつきましては、従前お答えしました、平成9年の相手側の測量、これを今回また隣接の境界等、状況確認をして、それで土地家屋調査士が確認したものを取り扱っておるということでありますので、よろしくをお願いいたします。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。ですから、今回土地を買うために、新たに今現在の実測というかは、していないということで、平成9年のものを確認を、杭とかを打って完了したというふうな理解をいたしました。それでよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 おっしゃるとお

りであります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この土地鑑定書の中に土壤汚染の有無について書かれているんですが、そこには土壤汚染の存在を完全には否定できないというふうに書いているんですが、市としては、この土壤汚染のリスクの調査、私は、すべきだと思うんですが、行ったのかどうか、伺います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいまの御質問の件につきましては、私どもとしては土壤汚染が当初から、ありきということではなく、鑑定評価においては、その部分のところは当初から加味してやるものではないというところで、客観的な調査に基づいてやっていただいたものだという事です。

後段の汚染の御質問につきましては、ただいまお渡しいたしました資料の中にもございますけど、1つには、水質の部分では井戸水の検査をしております。この御提示したのから申し上げますと、基本的に、これによりまして汚染等を懸念される結果、それから、物質の抽出というものはないと。懸念材料がないということで判断をしておるものでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほど示された水質のほうなんですが、水質検査の結果の写しということだと思います。私が思うのは、これを見ると平成29年の12月14日の時点でありまして、やはり最新のもの、また、土壤をとって、もちろん水質はいいんですが、土壤もとって、その検査にかけてもらいたいなというふうに思っております。

というのは、5億円ものお金を出すというときに、ちょっと自分に置きかえてみますと、やはり家を買おうと、建てようと思ったときに、土地から買うと思うんですが、その土地にやはりふん尿が例えば4,000トンあったり

とか、あとは、その土壌汚染が否定できないという鑑定書があったりしたら、やはり私自身は子供を育てないといけないというふうに思うと、どういったものがあるのかとか、そういった調査というのをやっぱり調べと思うんですよね。そういうものをやっぱり市民の方も、感覚としては持っているというふうに思ったものですから、そのように質疑のほうをさせてもらいました。

そして、あと1点お伺いしたいんですが、4,000トンのこういったふん尿のケースがあるんですが、1年かけて処理をするというようになっているかと思うんですが、こちらは企業側から市に説明書や、こういうふう処理していくというふうな説明があつての、この仮契約書が済まれているのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 契約の相手方のほうも、御案内のとおり、過去に一度、いろいろな事故等の絡みで計画を示しておられるという経緯ありますけど、今後その辺のところ御指摘のあった点につきましても、鋭意考えてまいるという姿勢でおることは伺っております。

以上です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、やっぱりそういった計画は、具体的にはないということで、私はちょっと心配なんです。最近もちょっと地元の方の声を聞きますと、やはり4,000トンの処理方法を今後するのかということ、どのようにするのだろうというふうにおっしゃってございましたし、最近またハエがね、ちょっと多くなっているというふうに言われておりましたので、やはりそこら辺は、また、この土地にかかわってのまた第二の悪臭だとか、ハエの大量発生というふうになるのか、すごく私としては心配でありまして、その辺の契約状況、しているのかなと思ってお聞きし

ました。

それがちょっとされていないというふうな形で、私はちょっとびっくりをしておりますが、今回も資料請求で、今出された中で確認をしますと、引き渡しの期限までに行う鶏ふんの処理計画に関する文書は、現在作成されていないため、提出する資料はありませんということでありましたので、やはりこの問題の大もとは環境問題を解決するためだということで市長もおっしゃって、5億円もの支出をとるという議案が出ておりますので、やはりそうであるならば、この環境問題、特に、ふん尿の処理の方法を、しっかり計画を示してから買うというのが筋ではないでしょうか。

私は、この4,000トンの処理方法ですね、地元住民へ説明をしていただきたいんですが、その時間や計画等はあるのでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいま最終的に御質疑があった事項、地域への説明等につきましては、7月の下旬に相手方とも調整しながら地域のほうへ、そういう機会の場を持つべき、今、準備をさせていただいているところでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、質疑のほうをしたいと思います。

まず、こちらのほうの支払いのほうが財政調整基金を繰り入れるということですが、この基金の目的というのは、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するという、地方財政法に規定をしておりますけれども、その辺についていかがでしょうか。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 財政調整基金の設置の

目的ですけれども、年度間の財源不足に備えるため、財源に余裕がある年度に積み立てております。それをもって、予期しない収入減少や不時の支出増加、そういったことがあった場合に、年度間の調整のために必要やむを得ない、先ほど申し上げましたとおり、やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するという目的の基金ですので、今回これに当たるといことで、取り崩しの予算を組ませていただいております。

以上です。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、今のお答えのほうは、今回やむを得ない理由で財源が不足するということは、生じる可能性があるということを利用してということによろしかったですね。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 財源が不足するというか、まだ6月ですので、平成30年度の決算認定がまだおりておりませんが、そちらの決算で、ある程度の繰越金等がございましたら、その繰越金の余裕があれば、その財源として持っていけるところなんですけれども、今回まだその財源がないものですから、財政調整基金の繰り入れという形で予算計上をさせていただきます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、次に行きます。

土地鑑定評価において、余りにもスピーディーな短期間の評価であります。今までに例を見ないほどですけれども、この比準値というのがこの表の中でも、隣の町である豊川市のものを多く参考にしているということがあります。こうしますと鑑定評価のほうにも何か新城市の内部のほうで比準値を設定するというほうが当然ではないかと思うんですけれども、今、新城市の状況というのは、山林は、平米当たり1,100円程度というように明記をされておりますけれども、今回この施設にお

いては、平米当たり8,150円というのは、余りにも高額な鑑定結果ではないかというふうには私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 鑑定評価におきましては、一定の調査基準がありまして、市内においては、その基準上、地価を割り出していくのに適した事例、それから、基準として定められたところがなかったというところで、一番直近で適切であると判断するところを持って行っておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今のお答えは近くに、新城市市内では、それに相当するような適した事例がなかったということによろしかったですね。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 はい。状況としては、現状としてはそのようなことということでございます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、次に参ります。

令和元年6月4日に議員への報告として出された、ちょっとくちやくち書いてありますけど、こういった資料が提出されたんですけども、計算しまして、第17号議案として出された何筆ですか、雑種地と宅地のそれぞれの測量の平米数がずっと書いてあるんですけども、私これ、ちょっと計算してみたんですけども、これに基づいて、宅地の単価2万3,500円と雑種地の8,150円を掛けてみますとですね、722万6,632円の誤差が生じるんですけども、これは何でしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 これにつきましては当初出されたものではなくて、正式に今、最終的には現況の面積ということで扱っておる数字ですので、そのところで違いが出て

きたということで、何か間違いがあったとかそういうあれはありません。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 こちらのほうですね、見ていただいて、計算していただければわかると思うんですけども、さきの6月4日のほうに、議会のほうに報告していただいた土地の面積は、全部で4万6,304.18平米という形で出していただいているんですけども、この土地の面積自体は、こちらの新しく、ずっと細かい何筆かの数字を出していただいたものとほとんど変わらないんですね。

何が変わっているかといいますと、宅地のほうがふえているんです。そして、雑種地のほうが減っていて、もう当然、金額のほうも、ごめんなさいね。

議会報告時は、宅地のほうが6,049.07平米で、これ、2万3,500円の単価を掛けますと1億4,215万3,145円で、雑種地のほうは当初、報告時は4万255.11平米、これに単価8,150円かけますと3億2,807万9,146円ということで、この差が、単純な計算ミスなのか、ちょっと、よくこちらのほうでも調べたんですけど、わかりづらいんですけども、何か原因があるんでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 失礼しました。これにつきましては、鑑定調査の結果において宅地部分が6,049.07平米、それは当初資料として使いました、ここを建築されたときの建築計画概要証明で、浅谷井原の16番の1と、それから16番の2と、東田11番の3というのが宅地部分に相当する、そこが部分なんですけど、そのほか雑種地等の部分、雑種地になるそれ以外の部分、4万202.60平方メートルという形になってきておるわけですけど、その差し引きによるところのものによって差が出ているということでございます。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 もう少し詳しく御説明

をさせていただきたいと思います。

6月4日の議員報告会で説明させていただきました宅地雑種地につきましては、ただいま野々村のほうから説明をさせていただいたとおり、以後の土地利用の状況、現況土地利用の状況から宅地部分と雑種地部分を、計算をさせていただいて出させていただいた。それに、それぞれの平米当たりの単価を掛けさせていただいたものを出させていただいたところでございます。

それと、第16号議案のほうにつきましては、あれは登記簿上の地目を書いておりますので、宅地、また、山林というような形で記述をさせていただいておりますので、それぞれ第17号議案に記載をされている数字と今回、この評価書に書かれているものとは、整合はないものということで御理解願いたいと思っております。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 第17号議案をいただきまして、ずっと数字が書いてあったんです。その下に書いてある金額のほうも、それも、その計算から間違っているということですかね。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 ちょっと金額の、その違いというのがどういうものかちょっとわかりませんが、6月4日に出させていただいた総面積4万6,304.18平方メートルにつきましては、前回、議案の審議のところでもお答えをさせていただきましたけれども、この面積を出した時点では、外周面積で出させていただいております。議案のほうに載せさせていただいている面積につきましては、これは1筆ごとの面積でございますので、少数第3桁以下は切り捨てという中でしておりますので、そうしますと4万6,304.03平方メートルというので、0.1平方メートルほど少ない値が議案書のほうには書かれているということとなります。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 0.幾つかという話なんですけれども、七百万円違うんですね。その少ない誤差の範囲であれば、722万6,632円という違いが出てくるんでしょうか。ちょっとこの場で、きっと計算されていないので、わかりづらいかと思いますけれども。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 恐れ入ります。御指摘のありました表については、6月4日の議会報告事項でお示ししたものが1つで、その七百万円差がありますよというのが。

失礼しました。ただいまお示ししました予算書に記載しているものと違うということでございましょうか。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ちょっとこの場で全部出して、それぞれ宅地と雑種地で掛けていって出さないとできないので、結構たくさんありますのでね、私も計算すると時間かかりましたけれども、ちょっと後で計算をしていただいて、また伺うことにしたほうが、今この場でね、あれしても、きっとすぐには出ないと思いますので、お願いします。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 それでは、また煩雑になるといけませんので、恐れ入りますが、確認を後ほどさせていただきます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、次に参ります。

今回、法務局のほうに登記してある平米数が1万8,232平米、そして今回、平成9年に測量をされている4万6,303平米で購入をするということでお話のほうはお伺いしているんですけれども、実際、平成9年の時点で、この業者が地籍測量をしておりますね。こんな3倍もの差があるということですので、この間、この1万8,232平米で、市のほうへは納税をしているのか。4万6,303平米で納税をしているのか、お伺いしたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 納税に際しましては、あくまでも台帳の面積、台帳に基づいて執行されておるものでございます。1万8,000平米の台帳の合計です。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、この事業者は平成9年の時点で、実際の1万8,000平米よりも多い数字の土地を利用しているということを考えますと、通常ですとね、よく測量なんかされますと、登記のほうにすぐ持っていくんですけれども、今回はされなかったということです。

今回、市のほうでもわかったことが、この登記面積1万8,232平米であるにもかかわらず、納税をしていない部分も含め4万6,303平米を購入するというのはちょっと税金の問題でも、ちょっと問題あるのかなという気がするんですけれども、教えてください。

○下江洋行委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 固定資産税の課税につきましては、登記簿に登記されている土地については、その地籍によることを原則としておりますので、それが市のほうから、実測値に登記し直してくださいということまでは言うことはありませんので、あくまでここに限らずですね、ほかの土地でも実測をしていない登記簿の面積と実測が違うものが、あといっぱいあるわけなんですけれども、あくまで市としましては、登記簿に登記された面積に基づいて課税をしておりますので、その点はよろしく申し上げます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 済みません。今、登記してある面積でしか判断はできない、それをええろとか、そういうことは言えないということなんですけれども、実際ここへ来て購入の段階になり、実際に納税されているのはこの1万8,232平米ということを鑑みて、そういった交渉のほうはできないのでしょうか。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員に申し上げ

ますが、予算審査の趣旨に沿って、質疑を整理し直してください。よろしくをお願いします。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 もちろんこの第16号議案ということで、この金額を出す面ですね、こういったものは重要なことになると思いますので、お聞きしております。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 用地の取得に関しましては、通常は実測面積で行っておるということの中で、もともとの台帳面積で云々ということについては、私どものほうとしては、そうしたことを条件等に、例えば実測の面積に一旦登記し直すとか、そういうようなことは考えて行ってはおりません。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 最後です。今回、実測面積を基準にするということですが、実測が4万6,000平米。これは相手の事業所から出された数値であり、新城市が調査したものではないということでした。先日、土地家屋調査士の方は向こうのほうで依頼をし、当事業所から出されたものであるというふうにお聞きしたんですけれども、そうでよろしかったですか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 少しつけ加えもさせていただきますと、そのようなことでありますが、現時点で、同じ調査をした資格のある調査士が再確認をし、隣接の方とも確認をした上で提示をされた実測図面に基づいて、取り扱いをさせていただいておるということでございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、何点かありますので、お伺いします。

先日も言ったように、この鈴木養鶏の件について、購入することについて反対している

わけではないんですよ。このいろんな計画が早急に行われたり、計算でも今言われたように、少し違っていたり、そういう疑念があるから、今からお聞きします。

まず、1つは、この片づけ、向こう任せだと言ってますけど、当然、市としてはどのような片づけ計画があるかというのは把握されておりますでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 鶏ふんの処理ということでお答えをさせていただきますと、今、一生懸命、鶏ふんのほうは適切に処理のほうをさせていただいておるわけでございますけれども、その計画に基づいて、私どもも現場のほうを見させていただいて、ある程度しっかりとやっているということは確認のほうをしております。

また、愛知県の農業関係の部署におきましても定期的に、今後についても立入調査をして、しっかりとそのあたりのところは確認していただけるということをお願いしておりますので、愛知県並びに私どもも出向きまして、適切な処理というものを確認をしながら、遂行していこうというふうにご検討しております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今、立入調査とかいろんなものをやっていただけるということで、今回、市議会のほうからも3名ほど現地確認、行かせていただけるということですが、今の話ですと、何度か立ち入りしたと。前回の話だと、環境部のほうでも何度か入っている。何度か入っているということは、当然、市議会からも今回見にいけるんですけど、人数が3人という話は聞いておりますけど、これ、少なくとも僕は思うんですけども、ふやすことは可能なのでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 これも相手方の考え方ということになりますけれども、防疫上の

問題ということで、なるべく少人数でということになりますので、私どもの立ち入りにつきましても、1人ないし2人の立ち会いということで、回数もまだ1回しか行ったことはいませんので、そんなに頻繁にということ、やはり防疫上の問題があるというふうに理解をいたしておるところでございます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 防疫上の問題から数回しか行っていないということなんですけど、地籍、調査、鑑定調査には何人か行かれていますと思うんですけど、大体この鑑定するのに数人入るんですけど、都合のいいときはたくさん入って、議会が行くときは3人と。これ、大体何人ぐらいが、その鑑定に行かれたということは把握していますでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 受託者との報告によりまして、3名ほど行かせていただいておりますので、それほど委員のおっしゃるような差がある人数とは考えません。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうですね、これほどの広いところを検査するのに、3人なんてちょっと、もっと6人とかたくさんの方が行っていると思ったものですから、そこでちょっとくどくなるんですけど、現地の確認というのは、1つは鶏ふん、いろんなものと、それと今、頑張っけて片づけていると言いましたが、先日の話では、鶏が11万羽ぐらいいると言ったんですけど、これはまだ鶏のほうは現在、その数があるわけでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 10万羽前後ということで聞いております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 10万羽、鶏がいるということ、鶏ふんのほうもどんどんふえているということですよ、まだ。ですから早急にやっていただきたいんですが、通常、鶏、事業

目的が鶏卵ですから、10万羽いるということは、卵は年間、1羽の卵が280個から300個、卵が鶏から生まれる、その数ですね。

それほどたくさんいるのに、本当に鶏ふんの片づけと鶏の片づけがどんどん行われているか、ちょっとその辺が不安なものですから、計画というのはわからないんですけど、そんなにスピーディーに行くものでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 鶏ふんの処理でございますが、昨年9月の事故、それから、その後の台風等でハエが飛散したということで、その後に事業者のほうで計画した内容としては、鶏を徐々に減らしながら鶏ふんを処理してですね、令和2年6月ぐらいまでには、滞留していくものをなくしたいという計画でございましたが、今回、鶏を当初の計画でいきますと、徐々に鶏を減らしてですね。一番最大二十二、三万羽ぐらいいたと思うんですけども、それを十四、五万羽が適正じゃないかということで、そのぐらいまで落とすという計画でございましたが、今、それよりも加速して、ちょっと鶏を落としております。

鶏が減っておる状況で鶏ふんを処理しておりますので、当初思っていたよりも、今のペースでは速い状況で処理されているということで、今、3,000羽を切るような状況であるというふうに聞いております。

当該養鶏場の堆肥化能力としましては、1日約30トン、これは最大30トンということでありますので、これで契約が成立し、鶏が全部いなくなれば、そこからふえることはございませんので、事業者に、どの程度でできそうかということをお聞きしておるんですけども、やはり事業には雇用の問題がございまして、鶏ふんを処理している部隊がそのまま人員として残っていただければ、年内にもできるだろうと。

ただし、やっぱり転職等がございますので、今の見込みですと、半数程度は残っていただけじゃないかというようなことを聞いておりますので、そうしますと年内はちょっと無理かもしれませんが、年度内ぐらいには、鶏ふんは片づくんじゃないかなという見通しであるということは聞いております。

ただ、それが計画中であるかというのと、計画書をやっぱりきちっと契約が成立した後ですね、実際に従業員がどれだけ残って、どういった処理計画でやっていくということを立てないと、きちっとした計画はできないということでございますので。

ただ、契約が成立すれば鶏については速やかに処分をして、あとは鶏ふん処理に邁進すると。処理が終わった後、構築物等の撤去をしますので、今、仮契約にございます令和2年7月には、十分間に合うというというようなことを事業者からは聞いておるところでございます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 それを聞いて安心したんですが、先日、鳥インフルエンザの関係で、中に入るときとか議員が見に行くのに制限があると言ったんですけど、鳥インフルエンザの心配ということは、じゃあ、その可能性が今あるわけでしょうか。そのときの話だと、そういうイメージがちょっとあったものですか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 防疫の観点ということで、その一つの例として、鳥インフルエンザということを出させていただいたところがございます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと防疫の面で、鶏どんどん減ってますから、今回見に行って、防疫の面からいって、特に問題がないというわけでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 しかし、10万羽というかなりの鶏を、飼養のほうをされておりますので、全く懸念がなしということではないというふうに考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 鳥インフルエンザにこだわっているわけじゃないんですけど、通常は、鳥インフルエンザというのは、野鳥から鶏にうつると聞いているんですが、環境部長なんか、鳥はよく御存じですので、渡り鳥から鶏にうつったりするんですけど、もう鶏を処分しているんですから、議員が見に行ってもインフルエンザがうつったりすることはないと思うんですけど。ですから余り、その防疫の面という、そういう言い方をされると何か調べにくいんですけど、まさか人から鶏にうつるわけじゃないですよ。伺います。

○下江洋行委員長 山田委員に申し上げます。

土地購入費用に関する補正予算でありますので、予算審査の趣旨に従って質疑を整理して、再度質疑があるようでしたらお願いします。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 インフルエンザにこだわっているわけじゃないですよ。入るときのお話をしたら3人とかそういうことを、話をしたんですけど、鶏が本当にいるかどうかを見たいものですから。あと、調査に入れることを許可していただいたものですから、今度見てくるんですけど、まず一番の心配ですね。これは相手方が順調に鶏ふんを片づけていて、その鶏ふんで問題が起きないというのが一つの大きな問題だと思うんですよ。

今、鶏ふんの解決問題を今後、頑張ってやっていただきたいと思うんですけど、地元から出された陳情の中にちょうどあったんですよ。ここの事業の土地は、長年、地元住民に異臭問題、ハエ、川の汚染、農業への影響など多くの被害をもたらしました。地域として平成16年には、その状況を伝え、市と市議会

に陳情という形で改善を求めましたが、その後も解決の兆しはないまま、長年放置されてきました。こういうふうに書いてあるんです。

長年放置されてきたから、今度は市が買うから大丈夫だって、そういう話は県のほうともされている。当然、前回、ちょっと僕も間違った発言したんですけど、市長も当然、県議とも、市と県と全ての話し合いをここでされているはずなんです。ですから、順調にやっていたきたいのはハエ問題。もうハエが出ているんですけど、このハエ問題、これは特に強く解決をしていただきたいと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 現場のほう、あした行くということでございます。そこでしっかりと確認していただければよろしいかと思うんですけども、鶏舎の周りにつきましては、細かい網を設置をさせていただきまして、羽化するハエ等々をなかなか処分すること、羽化をとめるというのはなかなか難しい話ですけども、鶏舎から出る量をもう極力減らすというような努力はされておりますので、そういうあたりのところは現地を確認していただければよろしいかと思っております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、このハエの問題で前回、環境部長から、五反田川に流れたときに魚が浮いてしまったとかそういう話があって、前回、また抗生物質については問題ないけど、ハエを殺す薬剤を使った場合は、その薬剤が流れ出さないかと。そのあたりも環境課としては、ここには平成16年から15年間、兆しもないまま長年放置されてきました。この辺は、鈴木養鶏が全部終わるまでは、しっかり見ていただけますでしょうか。

○下江洋行委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 これまでもいろいろ対応を県とともにしてきておるわけでございますし、事業所に立ち入りして、鶏糞処理

等について適切にするようにということで、指導をしてきているところでございますが、今後も鶏ふんが完全に除去されるまでは、そういった懸念がございますので、県とともにですね、私どもが悪臭防止法上の権限がございますし、愛知県については家畜排せつ物法による権限において、きちっと適正に処理されるような形でですね、確認してまいりたいと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ぜひともお願いいたします。その問題は、まず払拭していただきたいというのが僕もそうなんですけど、この陳情の願いだと思うんです。

そして、この中にあるんですけど、事業の継続における計画変更により、売買の意思が示してします。売買、売りたい、市長が先日、売りたい側と買いたい側が瞬間的に合った時期が、これが接点だと言ってますね。このときに売り先は市役所を第一候補として指名され、交渉は進められていますが、こういうふうに書いてあるんです。

ということは、もう地元には大分前から話をして、このことは進んでいたということで認知してよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 ただいまおっしゃった地元からの陳情書の表現というのは、そのようにおっしゃられましたけど、私どもとしては、そのような認識は持っておりません。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 普通、陳情が出る前に各地域の説明会のほうがつきりあったと思ったんです。なぜかという、八束穂の区長が入っていますし、区長代表も入っています。ですから、これはちょうどインターチェンジの周辺整備があったから、そういうふうに進めたいという話だったと思うんです。

それを前回ちょっと市長に失礼な言い方を

したんですが、このことを踏まえてみますと、もう前から話があって片づけていきたいという、この会社の意思を酌み取っていて、ここに書いてあるのは、まんざらうそじゃないと思うんです。地域住民の意思を酌み取った活用、これは市役所しかない、こう書いてあるんです。

ということは、市長は、ほかのところに売れたりすることがあると、これはまずいなという話をしていますけど、このときから市が買おうではないか、これを買うことによって、いろんな環境問題が解決すると。これは一番いいことなんですけど、「こういうことに対して成約に向けて願うばかりであります」と書いてあるんですね。

だけど、買うのはいいんです。次の問題が、市長は、明確な事業計画がないと言ってるんですけど、この事業計画というのは、これから出すと思うんですけど、どんな事業計画が、例えば、かいつまんで言っていただけますでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 済みません、先ほど野々村のほうから、事前に地元のほうへの話はなかったというような御答弁をさせていただいたかと思うんですけども、議会報告会の時点におきましては、地元のほうに、市が買う意思があるということで、今後進めてまいりますということを代表区長、また、区長への連絡のほうはさせていただいているところでございます。

それで、今後の利用方法なんですけれども、第1とすると、前々から言っていますとおり、今、工事を進めています企業団地のほうが1区画、売れておりまして、2区画につきましても、今、数社ほどでございますけれども、問い合わせのほうもある中でございます。

そうした中で今、市で誘致をできる企業団地がそれしかございませんので、やはり住民の雇用の場の確保というような観点からいき

ますと、まず第1には企業誘致がふさわしいのではないかとというようなことも考えておるところでございます。

ただ、前回、市長のほうも御答弁させていただいたとおり、あの付近につきましては、新城総合公園のすぐ隣地であるということも踏まえまして、それらスポーツ施設ということもございますし、また、ちょっと距離的には離れてしまいますけれども、総合公園等の駐車場不足というような声も聞かれますので、ある意味そういうことも考えられるのではないかなとは思いますが、一番効果が出る、市にとって効果が出る利用方法というのを今後考えていきたいなというふうに考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 非常にいい計画を期待するんですけど、この話が出て地元には、たしか前のときは、今後いろんな環境問題で頑張りますよと言って、しばらくたったら、ころっと変わって、もう仕事はやめます。買ってもらえるような、こういうところで今回、こういう急にという僕は感覚あるんですけど、市長は、決して早急ではありません、そう言いながらも、こういうふうにロケットがどんどん飛んでくるように契約書も仮契約も、もう次もどんどん。

これを相手側は、新城市に売りたいということ、これを地元の区長代表が書いているということは、この区長代表というのは、以前の市議会の議長なんです。だけど、僕らの議員には、そのことを本当は伝えてなかったと思うんですよ。もうそういう話抜きで一遍に出てきたと僕は驚いているんですよ。

○下江洋行委員長 山田委員に申し上げますが、簡潔明瞭に質疑に入ってください。

○山田辰也委員 はい。

ですから、もうそういう話がどンドン進んでいって、最後に出てきたのがこの議会だと思えるんですよ。だったら相手方は民間で、事

業目的も、もうやめたというんですから、じゃあ、価格のことについて先日も言ったんですけど、全く検討されていないと、そんな感じがするんですけど、もう価格はこれで終わりなんですか。お伺いします。

○下江洋行委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 先ほど議員が、議会が最後じゃないかと言われたんですが、全員協議会で説明をさせていただきました。そのときに平成31年2月15日付で、長期にわたり農場周辺住民の方々に迷惑をかけてきた事情に鑑み農場経営をやめ、敷地を新城市に売却したい旨の申し出があったという報告をさせていただきました。

そこから臨時議会までの間にですね、私、直接、当方の区長会長、それから直接、地元であります浅谷区長、それから八束穂区長、大海区長、その4区長に対してですね、こういうことを議員の全員協議会で話しさせていただきますまして、臨時議会に上程する予定ですということを話させていただきましたので、決して議会が最後でなく、議会が最初でございます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 いや、本当かどうかと言われると、僕も自信がないところもあるんですけど、浅谷の区長がこういう話を持ってきて、今、話が議員からこういう話が来てる、前の議長からこういう話が来てる、そういうね、これは、つくったなんて言われちゃうといけませんけど、そういう話が出てこうなってきた、2月に出て、今度4月に臨時議会で、通常に出てくると思ったら、ひょっとしてと思ったら、もう予算委員会。こんなふう急に来たというのは、どうも納得できないとこはそこなんですよ。

市長は、行政はスピードがないと言われていまずと言うけど、市長の言うスピードというのは、どうも時々違うんじゃないかということがあったものですから、今回いろんなこ

とを加味して、まず債務負担行為について伺いますけど、債務負担行為をしたということは、この相手方は借金が、山口議員が言っていましたけど、ゼロ、借金がゼロの会社に債務負担行為をして契約をしていくんですけど、その借金がないようなところに債務負担行為をして、それで、そんなに連帯保証人になるようなことをするほど市長が信頼しているなら当然、価格については、もっと交渉するべきだと私は民間的に思うんですけど、いかがでしょうか。

○下江洋行委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 この債務負担行為という意味をちょっともう一回勉強し直していただきたいと思います。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 債務負担行為というと開発公社のことばかりを思っていたものですから、民間の養鶏場に対して債務負担行為をして、

済みません。だから、そんなに仲がいいんだったら。

○穂積亮次市長 債務負担行為というのは、当該の会社の債務を私どもが負担するという契約関係ではないんですよ。ちょっともう一回、議会で勉強していただきたいと思います。

それと、それほど深い関係云々とかですね、なんとかおっしゃるが、一体何を指して言っているのか、具体的におっしゃってください。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 峰野県議もこのことについては心配していて、今回のことに気をとめていただきありがとうございますと。地元の方の長年のつらい思いに、解決の方法が見出せると思っています。よろしくお願ひしますと、こう言ってるんです。

ですから話を、これ直接もらったメールなので、そのメール。ですから、僕が言いたいのは、国民だったら1坪当たり、税務課に聞いてきたら1,141円、1平米当たり1,147円程度の評価なのに、3万円近く買ってるから僕

びっくりしたんですよ、1坪ね。

これ、1人当たりになると大体、今、新城市人口4万7,000人で、外国人の方を抜くと4万5,000人。ですから、1人1万円以上の負担があるんですけど、この負担金を出して、この土地を買って、将来のためにやっていくって市長が言うのは、これは納得できるんですけど、そこまで言うんだったら、将来のために考えられたら値段は、私は交渉していたと思うんです。

避難所のときも交渉して値段が下がったように、これは、私は、市長が各民民というんだったら、どうしても値段を下げるとというのが一つの僕は希望なんですけど、全くこの鑑定評価からずらせないというような、そういう感じがありますけど、どうでしょう。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 私どもとしては再三、他の関連でもお答えしていますように、鑑定評価を入れて出した金額が我々の立場として、用地の取得としては適正な価格であり、それが正常な価格として扱うべきものというふうに考えておるということに尽きます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういう答弁だと思ったんですが、なかなか新城市の土地でも評価が、山崎議員の一般質問のときにもあったんですけど、市が出している評価より実際売るときに安くなっちゃうというのは結構多いんですよ。だから、山口議員が言ったように、1坪3,000円というのが民民だったら、これは当然考えることだ。

私は、買うことよりは、この買い方、それと、買うのはいいんですけど、環境問題を解決するだったら、黒田のことはどうなんだと、こんなふうな話になっちゃいますよ。

黒田の地域の人も困っている。じゃあ、黒田のほうだったら平らでいいじゃないかと、こういうこと言われますから、やっぱり計画はしっかり出してほしいと思うんですけど、

黒田のことを言ってもしようがないですけどね。同じように両方のことを思いやるなら市長、やっぱり黒田のことをね、気をかけてほしいと思いますけど、最後になりますけど、この価格について、民間の間隔と市民の税金を費やすということについて、もう少し慎重になって、時間をいただけないでしょうかと、これは僕の希望なんですけど。

○下江洋行委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 まず1つ、その前にですね、市議会の元議長のお話が出ましたが、ここに全くかわりが、あなたの考えるようなかかわりは全くありませんので、むしろ、その区長さんの名誉を傷つけることになると思いますので、その点については、しっかりと責任を持った発言として理解をさせていただきますので、それについてはまた山田委員個人において責任をとっていただきたいと思います。

それから、土地の問題でありますけれども、私どもは、今、野々村が申し上げましたとおり、最初の言い値は5億4,000万円でございました。向こうの希望買い取り価格が5億4,000万円。そして、それを上限として債務負担行為を提示させていただきましたが、そのときに議会に説明を申し上げたとおり、我々としては、同時期に出した不動産鑑定の予算、これを認めていただくならば、直ちに土地鑑定士に評価をお願いして、これを基準にして、あくまでも価格交渉をしまっていることを明言をしたわけでございます。

そして、先方にも5億4,000万円という数字が出てきましたけれども、我々はあくまでも議会に説明をし、市民に説明をする。そして、公開されたものにおいて決着をつけるわけありますので、土地鑑定評価以上のものにはなりませんよということを申し上げた上で、その後の交渉をしてきました。そして、その交渉は整いましたので、今回の議会をお願いをして、こういう経過に至ったわけでございます。

今お聞きをしますと、もっと踏み倒せと、値切れと、こういうようなお話かと思いますが、私どもとしては今回の予算に、その基準に基づいて適正な価格と判断をした価格を出させていただいておりますので、それを撤回することの考えは現在のところございませんので、この議会でよろしく御審議し決定をいただきたいというふうに思っております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 撤回のつもりがないというのを今確認しましたけれども、前の議会のように、それほど御不満があるのでしたら議会に、否決すればいいじゃないですか。そういう市長の言い方を聞いて僕ずっと思っていたんです。そんなふうに言われれば、当然反発すると思うんですね。そういうふうには私を感じました。

あなたが市民に説明するだったら説明して、気に入らなければ、それは議決のことですから、反対して、その反対によって、この契約をだめにすればいいじゃないですかって、ああいう言い方をする市長というのは私ちょっと心外だと思いますけど、先ほど、地元の元議長には申しわけないということも、やっぱり謝ることは謝るんですけど、市長は、出せば通るじゃないかというのは僕は、そう聞こえたものですから、あの言い方というのは、どうも納得できないと思います。

○下江洋行委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 この議会で私は市長を4期目ですが、残念ながら市長の提案が否決をされた案件もたくさんございます。そういう意味では、その案件ごとに議員の皆さんが、それぞれの責任と良識に従って判断をされるわけでございますので、結果として否決をされる場合もありますし、多数で可決をされる場合もある。それぞれでありますので、今回の件については、それぞれの責任で判断をしていただければいいのではないですか。

私どもとしては、この案が最良のものと思

って提案をさせていただいているということ。そして、現時点で、それを撤回するというふうな考えはないということでありますので、今議会で、ある程度の結論を出していただきたいということでございます。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、契約金額の確認をしたいと思います。

今、鑑定評価額以上は出さないということでしたけれども、鑑定書によりますと、更地としての価格が4億6,980万円で、契約金額が4億7,023万1,068円です。なぜこの差が出たのかなと調べておりましたら、不動産鑑定書の中に入っていない地番、恐らく含んでいるのではないかと。要するに浅谷井原の16-4、これ道路挟んだ飛び地の部分で、52.51平米あるんですね。これに8,150円掛けると大体、今の契約書の金額に近づくんですけど、それでも3,111円合わないんですね。

どうしてその金額になったのかということと、鑑定評価額以上は出さないという割には、その鑑定していない土地の分、要するに公道だと思うんですけども、挟んだ飛び地ですよ、あれ。それを、鑑定していない土地を鑑定した価格で値段を出している。しかも、一団の土地ではない、そこにぽつんとある土地が何でその一団の土地と同じ評価額になるのか。その根拠がわからないということ。

ですから、その辺の関係はどうやってやったのか。さらに、その飛び地を、52平米がないと、この計画はできないのか。そこは買わなくても別にほかるときゃいいじゃないですかと思うんですけど、その辺の計画をこの差額と、要するに鑑定価格以上の契約金額についての説明をお願いします。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 済みません、今、御指摘のところは、おっしゃるとおり、道を挟んで向かい側といいますか、反対側にあるところで、画地とすれば別画地ということで、

今回の鑑定の一団の画地の中には入れなかったということですが、直近でありますし、このところは従業員が使っている土地ということで、これにつきましても買い取りの希望申し出がありましたので、種々勘案した結果、ここも含めて相手方の取得した、持っている土地全部を取得するという判断をさせていたのだという経緯でございます。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯はそういうことだとは思いますが、それで、この四万何千平米の一団の土地の鑑定価格と飛び地で、たまたま従業員が使っている駐車場か何か知りませんが、その平米単価が同じ評価という判断はどういう根拠でされるわけですか。その一団の土地ではない、道路を挟んだ向かい側のわずか52平米の土地の評価が、4万平米の土地の中の評価と同じ評価であるということの根拠と、その土地がないと、買い取りの申し出があったということなんですけど、それだったら、この評価額とは関係なく、もっと安い値段で買えばいいんじゃないですか。

それか、その全て、この鑑定価格の4億6,980万円の中に、これも入れてくれよと言えるかどうかわかりませんが、そのくらいの交渉はしたんですか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 まず、鑑定評価につきまして、一団の土地の一体利用という観点の中から出ささせていただきましたので、今回とらせていただいたものには、16-4の52平米というものは含まない価格で出させていただきました。

しかし、公道を挟んで離れてはいるものの、先ほど御説明しましたように、駐車場という一体利用の中でございますので、その価格を比準させていただいて、同等価格を算出させていただいたということでございます。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういう理由はわかります

けれども、算定の基準が要するに土地鑑定価格の平米8,150円と同等という形でやられたんですか。それでやってもちょっと3,111円、契約金額のほうが多いんですよね。だから、その辺の端数がどういう状況で発生したのか。平米当たり8,150円でやっていないのか。その辺がよくわからなかったものですから、ちょっと教えてください。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 鑑定につきましては、先ほど言いましたように、鑑定評価上、一体敷地といたしますと、4億6,980万円が一体ということになりますけれども、それと同じようにといたしましょうか、平米当たり単価もあわせて出ておまして、それをそれぞれ掛けたという形でございます。

標準的価格につきましては、宅地につきましては2万3,500円。一方のほうは8,150円ということで、それぞれの面積を掛けた少数二桁まで出したものを、この単価を掛けて、合計金額を出したものを今回、予算として上げさせていただいているところでございます。

○下江洋行委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 だから、8,150円を52.51平米に掛けて、鑑定価格の4億6,980万円に足しても、まだ契約金額のほうが3,111円多いんですよと言ってるんです。わかります、言っとる意味。

その3,111円はどこから出て、何で差額が出ちゃうの。今の計算式でいえば4億7,022万7,956円にならなきゃいけないのに、契約金額のほうが3,111円多いんです。だから、何ですかって聞いている、どうも理解されていないようですけど。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 これにつきましては、不動産鑑定の処理において、比準価格を出すときに切り捨てをしております。単純にまず住宅部分と雑種地等の部分の合計を出しますと、数字が細くなるんですけど、最

最終的に計算処理をするに当たっての比準価格を設定するにおいて、そこで細かい数字、1,000円以下の部分については切り捨てをさせていただきますので、その辺の関係からというふうに思っております。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それをわかって聞いていますよ。鑑定価格が4億6,980万円と出ていますよね、それ、比準価格。それぞれ雑種地、山林の平米単価と宅地と鑑定価格を掛けて出していますよね。その合計が4億6,980万円。それは、今は鑑定価格として、これ以上出す、以下で交渉するという事だったんですけれども、実際の金額は4億7,023万1,068円と。

これは恐らく、私、今、地番を見ていったら、16-4というのが鑑定書にはないけれども、これを飛び地だけど一体の画地だということで入れたと。入れた経緯は、そこだけ、もう買ってくれという希望があったから買った、それはいい。じゃあ、その飛び地の鑑定はしていないけど、どうやってその価格を出したかと聞いたら、要するに一団の土地の鑑定価格の8,150円を掛けたと。そこまではいいとします。それでも契約金額が3,111円多いのは何ですかと言ってるんですけど、私の言ってる意味わかります。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 済みません。理解が遅くて申しわけありません。御説明をさせていただきます。

評価のほうで出した金額につきましては、外枠の面積で出させていただいて、そうすると総トータルが4万6,304.18平方メートルについてこの値段でありましたけれども、今回、議案のほうで上げさせていただいたものにつきましては、それぞれの面積を、それぞれの筆の面積を出させていただいておりますので、そうなりますと4万6,304.03平方メートルについて積算をし直したということで、その分、安くなったということでございます。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 どうも理解されていないようですけど、面積関係ないんですよ。標準価格で、鑑定価格が4億6,980万円って面積関係なくて出ているんですよ。端数だとかこれ関係なく。わかります、これ。

それで、4億6,980万円がこの一団の土地の鑑定価格で、契約書を見ると、鑑定していない浅谷井原の16-4、52.51平米というのが契約の中に入っているんですよ。だから、これを足し込んだ金額かなと思って計算してみたら、要するに、この山林に8,150円を掛けて、この4億6,980万円に足すわけですよ。そうすると契約金額になるかなと思ってやったらならなかったんで、さらに、契約金額のほう3,111円多い。わかります。何でって聞いてるんです。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 済みませんでした。先ほど私申し上げたのがちょっと正確じゃなかった部分もありましたので、こういうふうになったところあると思うんですけど、単価に対して掛けていくものですから、4億6,980万円という比準価格を出したのではなくて、細かく単価を掛けて積み上げた数字が、もとの処理前の数字があります。

申し上げた4億6,980万4,335円というような単価を積み上げたものが出ていますけど、そちらのほうでやっておりますので、出てきておるといふことの理解でよろしいかと思えます。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 また鑑定をやり直すかどうかわかりませんが、先ほど市長は、その鑑定価格以上は出さないと、はっきり言ったんですよ。

だから、4億6,980万円がこの一団の土地の鑑定価格なんです。またわざわざ平米ごとに、筆ごとに平米単価を掛け直す必要はないんですよ。これが鑑定価格です。そのために

鑑定したんでしょう。

だから、この鑑定価格には載っていない井原の16-4の山林52.51平米を、契約には入っているわけですね。鑑定のほうは、その土地は入っていないわけですよ。わかります。

じゃあ、この土地も買ってくれと言われてたけど、鑑定していないけど、一団の土地から飛び地だけど、8,150円の山林価格を掛けて、私は買ったと思ったんですよ。そして計算すると合わないって先ほどから言ってるんですが、あなたの説明は、平米単価を掛けて端数を処理したら、この金額になりましたじゃ、市長が言った不動産鑑定価格以上は出さないと言ってるんだから、この金額がスタートラインじゃないんですか。わかります、言っとる意味。

だから、一回これ出てるんだから、またあなたたちが筆ごとに単価を掛け足して端数を出して、それを処理するなんていう作業する必要ないんじゃないですか。それしたら、この鑑定価格より上がってっちゃうんですよ。だから、合わなくなってきちゃったんじゃないんですかということ、その3,111円が、この52.51平米に8,150円掛けた合計よりも多いものですから、そう言っているんですよ。ということは鑑定額以上の契約金額になっちゃってるんですよ。言ってる意味わかります。

だから、その辺がちょっと、整合性がとれないので一回、鑑定価格って、ちゃんと鑑定書にある4億6,980万円が、これが一団の土地の鑑定価格じゃないですか。だから、これに、じゃあ52.51平米も買ってくれていったやつを百歩譲って、この一団の4万平米の平米価格を掛けたとしましょうよ。だったら、その分を上乗せすれば、この4億6,980万円にその部分乗せれば、それが契約金額になるのかなと思ったら、ならない。

じゃあ、どうしてるのかなというのを聞いたかったのと、8,150円をその飛び地に適用

することの整合性というのはあるのかどうかと。要するに一団の土地だったら、これだけの広い面積で、それだけの価値がある。飛び地で、わずか52平米の土地をじゃあ、同じ値段で買うというよりも、そんなの価値がない土地にすれば、もう拒否してもらってもいいですよ。

だから、何でそういうことをしなかったのかということと、計算が合わないということを確認したかったんです。言っとる意味わかりますよね。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 16-4の土地については、繰り返しになりますけど、一体利用しておるといふ私どもの判断の中で扱わせていただいた、こういうことであります。

○下江洋行委員長 ただいま質疑と答弁が平行線になっておるようでありますので、暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午後3時32分

再 開 午後4時00分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 大変失礼しました。先ほどの滝川委員の御質疑について、改めてお答え申し上げます。

まず、ただいま土地買収計画書の写しということで一覧の表をお渡しいたしました。

これは関連することですが、鑑定評価に基づいて導き出した金額につきましては、いわゆる単価自体を評価額ということで捉えてやらせていただいておりますので、その積み上げということで、まず金額の算定を行っております。

ただいま最終的にですね、仮契約書を見ていただいて、金額が出てきたものの根拠として、このような表にもたれてやっておるわけ

ですけど、1つ、個々の細かい27つの筆をそれぞれ分けて積み上げてやっておるのではなく、1つの現況地目のくくりの中で、まとめた形で積算をさせていただいておるという形で、このような、ごらんいただいている形になります。

したがいまして、済みません、前段が長かったですけど、単価自体を評価額ということで捉えてやっておりますので、御指摘の金額については、表に載っております評価額ということで、これ、比準価格と同額のもの載せておりますが、同じく売買価格として算定させていただいた金額をもって、同じものであるというふうに御理解をいただければと思います。

○下江洋行委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 やっと契約金額の計算式が出てきました。この数字の根拠になる計算は、これでよしということなんですけれども、1点ちょっと気になったのが、農業用施設用地で4万202.45平米となっていますけれども、鑑定書のほうは202.60平米、評価数量になっていますけど、このコンマ15の違いは何で違うんですか。宅地は同じ数字が評価数量になっているんですけれども、6,049.07で、鑑定書のほうも6,049.07で、農用地のほうは、4万202.60平米が評価数量ですけれども、こちらの買収の数量のほうは、コンマ15少ない4万202.45平米、わざわざ変えたのか。また端数処理したのか、よくわかりませんが、鑑定書に評価数量出とる、それ、そのまま使やええのに面積減つとるもんで、ちっとは安くなったという方向だけ。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 これ、前々から御説明をさせていただいているとおり、鑑定評価につきましては、外枠の面積で出させていただいたものでございます。それで宅地面積につきましては建築確認書で宅地の区画というのは、もう決まっておりますので、その差

し引きということで、雑種地の面積をさせていただきました。

それぞれの土地につきましても、それぞれの筆を確定させていただいたときに、小数点三桁以下を全部切り捨てさせていただいて、総面積を出させていただきましたので、改めて、その面積を引かせていただいた残りが雑種地で、0.15平方メートル少なくなったということでございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほど市長のほうからは、議会のほう、もう少ししっかり勉強してくれというような声が上がっておりました。本当、私もしっかり勉強してまいりたいと思います。

ただ、その中で、議員のほうで非常に怖がっていることがございます。というのは、やはり市長の持つ予算執行権、中で強制力を持って予算が執行されるのではないかとこのことを怖がっております。

というのも、まだ議会の中で土地収用法に対する不理解の中で、今回の契約が強制力を持った支払いになるのかどうかということ、疑念を持っている議員がおるということ、ひとつ理解してほしいなというふうに思います。

それゆえ今回の1回目のところ、更地になっていないという瑕疵があった場合はどのような措置をするのか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 いわゆる撤去等を含めた更地、契約をしとる更地ができていないというふうに認めた場合は、どのように措置をするかということかと思いますが、これにつきましては契約書にありますように、先ほど山口委員さんのときにお答えしたところでございますけど、そうした事項が基本的に起きないように、瑕疵担保責任というところをしっかりとすね、そこを運用しながらやっまいとるということで考えており

ます。

○下江洋行委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 要は、実勢価格、不動産評価書の価格で我々も、その土地の売買ができれば、理解を示したいというふうに思うのですが、それにおいて、また、それにもし瑕疵があった場合に、追加の予算を我々認めなければいけないということは、大変不安に思っているところでございます。それゆえ、その2回目の支払いのところで相殺ができるのかどうかと伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 そうしたところを、懸念材料として出てきて御指摘があったわけですけど、そうした場合、先ほどの繰り返しになりますけど、契約によりまして、契約解除というような事態も想定されるんですけど、それは双方、最終的には有益ではないと、一般論になりますけど、考えます。それで、あくまでも、そうなると、そのところを最終的に、いろんな追及の仕方が出てくるんですけど、基本的には解除か、もう履行の完遂かというところで我々としましても、そのところをしっかりと捉えて、履行の完遂に対して相手方、親会社も含めてということに想定はしておりますけど、話し合いをして、しっかりそれが実現できるようにしてまいりたいと、そういうスタンスでまいりたいというふうに現在は考えておるといことでございます。

○下江洋行委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私も、市のほうが損害賠償でもうけるような話があってもいかんと思っておりますので、今言った完遂に向けて頑張っていたらいいのかなと思っておりますが、ただ、やはり今契約をするに当たって、先ほども言わしてもらいました追加のものが出てはいかんということで、今言った、しっかり向こうのほうを監視するという、担保をどのようにとるか、その辺の考えを伺いたいと思いま

す。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 その辺のところについては、先ほど私も触れましたが、1つ、まず、この契約を成立させていただいた上で、そうした懸念の部分への実効的な保証、履行への保証を担保する約定といったようなものをですね、一つ、別途考えて、調整して行ってまいりたいというふうに考えております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑ありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 済みません、少し確認させていただきます。

今議会の議案提案になったわけなんですけど、この案件がですね。これ特に、仮の契約書の第4条の関係、引き渡し等の部分、これに今議会でないと、この時期に間に合わないとかいう理由等があるのか、その点、教えてください。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 おっしゃるのは、この第4条にある期限ですね。これが何かほかのあれで手続が遅くなった場合はどうかというようなことで理解したんですけど、この期限については、あくまでも買い取りを申し出た相手方の更地化に対する履行の計画としてですね、このぐらいまではというようなことに基づいてやっている部分がありますので、こちら側の手続の進め方の中で遅くなるとかというようなことで、何かそういうような意図的なもので考えたということではないと思っております。

○下江洋行委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 簡単なこと言うと、9月でも、この引き継ぎ期限というのは、仮にですね、9月の議会で提案の場合で、7月31日というのは守られたかどうかというの、それを確認したかっただけです。わかりますよね、言ってること。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 昨日の質疑の中でも御答弁させていただいたとおり、また、市民環境部長も先ほど御答弁させていただいたとおり、飼養羽数が7月末ぐらいにはゼロになりますよ。そこから順調に進んでいけば、来年の6月ぐらいには鶏ふんがなくなるであろうということで、それと並行しながら、なくなったところから徐々に鶏舎のほうを壊していくということになれば、これが9月になっても、そんなには違いはないと。順調に進んでいけば、そういうことであろうというふうには、理解のほうはいたしておるところでございます。

○下江洋行委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 わかりました。その点は、そういうことだということは理解はしておりましたので、そうすると9月でもよかったじゃんという声はどうしても出るのかななんて思いますので、そこら辺は重々理解はしておりますが、あと1点、第11条の関係の意味がこれ、よくわからんですが、土地の公租公課の点です。

所有権移転登記完了であっても、甲を義務者として課されるものは甲の負担とするというのは、所有者移転のこと前提にということになっておりますか、これ。

○下江洋行委員長 野々村用地開発課長。

○野々村哲史用地開発課長 これにつきましては、契約の相手方に対して、これは、この契約で所有権移転をまず行うということになっておりますので、そうした面も関連して、その後、何らかの形で公租公課に対して、公租公課を求めるべきものは、事案があった場合でも、所有権が市へ移っても、根本的に本来の義務として相手方が負うべき種類のものだということで認知ができれば、相手方にしっかりその公租公課については負っていただくということの確認ということで入れてあります。

○下江洋行委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 普通は所有権の移転登記あれば、普通は考えられないけど余分に、こうした案件も担保するというを契約書に入れたという理解でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 土地につきましては所有権移転、1月1日基準日以前に多分、所有権移転されると思うんですけども、場合によっては建物のほうが残るかもしれないものですから、建物、鶏舎、事務所等は、1月1日以降もある可能性がありますので、そのものについては当然のことながら課税対象になってくるのではないかなというふうには考えております。

補足になりますけれども、先ほども総務部長のほうから説明させていただいたとおり、登記簿に記載されている土地、または建物についての課税ということになりますので、土地については新城市に所有権移転されれば非課税になるんですけども、例えば、建物のほうを取り壊しをしても滅失登記をしなければ1月1日で、そういうことにもなり得ますし、建物が存続しておれば、うちのほうは建物を保証するわけではございませんので、壊すまで、滅失登記をするまでは、あくまでも事業者の所有地になりますので、当然それに対する公租公課というのは発生してくるというふうには考えております。

○下江洋行委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 ちょっと補足なんですが、第6条に土地代金の支払いということがございまして、顧問弁護士と相談しました上で、当初は土地の引き渡しをもって、土地所有権登記というふうを考えておったんですが、やっぱり前金といえども、かなり大きな額を払いますので、担保は必要じゃないかというような顧問弁護士のアドバイスを受けまして、前金を払う前に、所有権登記は先に済ませてしまうということで土地のほうを考えていますので、所有権移転登記を済ませた

後に、請求をいただいて前金を払うという形になっておりますので、そうしますと土地の所有は新城市になりますが、法的にですね、固定資産税は1月1日現在の賦課期日ということになります。ただ、建物と鶏舎等はそのまま1月1日、今のところ、残る計画ですので、そういった公租公課については相手方にも、所有者が納税義務負いますので、払ってくださいねと、そういう意味であるというふうに思います。

○下江洋行委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 要は、土地建物がとりあえず来年度、令和2年は、引き渡しまでは払っていくということで、そういう理解でいいということでしょうか。

○下江洋行委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 契約において前金を2億3,000万円ほど払いますので、そういったものの担保が何かないとどうだということを顧問弁護士のほうから言われまして、先に、前金払う前に土地の所有権移転登記は済ませておいたほうがいいじゃないかというようなことですね。当初は、契約のほうは、そういった形じゃなかったんですが、顧問弁護士の意見を受けて、そういうふうに先に、前金払う前に土地の移転登記はするということですので、そうしますと1月1日時点は、今議会で議決されれば、すぐに移転登記をして、前金を払ってということになりますので、土地については、法的には新城市の所有になりますが、引き渡し自体は、更地にならないということになりますので、その辺がちょっと通常の取引とは、担保をとるというような意味ですね、先に移転だけ済ませるというふうになっておりますので、その辺は相手方と新城市との信頼ということでやっているというふうに考えております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑ありませんか。  
竹下修平委員。

○竹下修平委員 各委員より、第16号議案に

ついて質疑がございまして、その中で土地の面積とか金額といったところについては、ある程度明確になってきたかと思いますが、1点だけ確認させてください。

今回、基金繰入金として財政調整基金を2億3,500万円余り使うということですが、この財政調整基金というのは非常に、市にとっても融通がきく使い勝手のよいもので、有事の際に、やむを得ず使うような基金であるという、そういった認識をしておりますが、今回2億3,500万円余り使ったことによって、残りの残額というものはどれぐらいになるのでしょうか、お伺いします。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 財政調整基金の残高ということですが、まだ決算認定されておられません。平成30年度末の現在高が26億4,000万円程度というふうになります。そこから今年度の取り崩しの予算が当初予算で6億1,200万円。その後、4月にお認めいただいた第1号補正で121万6,000円。その後の先ほどの第2号補正で1,027万8,000円。今回の第3号補正で2億3,511万6,000円を取り崩す予算としまして、今年度の計が8億5,861万円を取り崩す予算が計上されております。

それを差し引きますと、今年度の予定残高というのが17億8,500万円というふうになります。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔委員長という声あり〕

○下江洋行委員長 山口委員の質疑については、先ほど終結しておりますのでよろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

○柴田賢治郎委員 委員長、本議案については、委員会の自由討議が必要ですので、委員会をしばらく休憩されるよう、動議を提出します。

○下江洋行委員長 動議の提出ですね。

○柴田賢治郎委員 はい。委員会における動議、お願いします。

○下江洋行委員長 ただいま柴田委員から本議案について、自由討議のため委員会をしばらく休憩されたいとの動議が提出されました。本動議を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって、本動議は可決されました。

この際、30分後を目安に再開とし、委員会を休憩します。

休 憩 午後 4 時23分

再 開 午後 4 時51分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 先ほど澤田委員からの御質問の中で、第17号議案に掲載をしております土地の面積に評価額の単価を掛けますと、700万円ほど大きい金額が出るという御質問だったと思うんですけども、確かに第17号議案に載せております土地の地目、宅地の合計、山林等に分けて、宅地の面積掛ける宅地の単価、山林等については雑種地の単価を掛けますと、4億7,740万円ほどの金額になるかと思えます。

ただ、今回につきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、現況の面積ということでやらせていただいておりますので、宅地面積は、この第17号議案に表記してある面積よりも少なく見積もっております。そういうことで合計金額は700万円ほど少ない、4億7,023万1,068円という金額とさせていただきます。あくまでも登記の地目、また、面

積ではなくて、現況の面積でさせていただいておりますので、単純に、その計算よりも少ない金額になっているということでございます。

○下江洋行委員長 澤田委員。

○澤田恵子委員 今お答えいただいたんですけども、先ほどいただいたこれは、こちらのほうの第17号議案でいただいた面積が記載されている。そして、単価も宅地と雑種地でそれぞれ掛けているものだという事ですね。これをもとに、こちらのほうの計算がされているということですね。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 はい。そのとおりでございます。

○下江洋行委員長 澤田委員。

○澤田恵子委員 そうしますと数字が変わってきてしまうんですけども、私が先ほど差し上げたもので、これを足していった合計ですね、宅地、雑種地それぞれと。先ほど、こちらのほうでも52.51平米、変更になっていきますけれども、ここで多少の金額の差は出てきますけれども、770万円、これでは合わないんですよ。

その770万円の違いがあるというのは先ほど認識されておりましたね。今回、これも同じ数字を使って出している金額ですので、単純に、私の先ほどお渡ししたものを足していただければ、770万円の差があるというの、おっしゃいましたよね。それは、同じ内容でもって、こちらのほうを出してらっしゃるわけなんですよ。

だから、計算していただいたら770万円違っていましたよね。それは先ほどのお話では、実際の総面積が一緒ですか、その面積との違いがあるからと言ってましたけれども、これは同じ数字を使っての金額が、ここを出してあるわけですので、私は、これ、同じものを足して出しているわけなんですよ。これが違うということなんです。

○下江洋行委員長 星野建設部長。

○星野隆彦建設部長 第17号議案で出させて  
いただいている土地の地目につきましては、  
登記簿に記載されております台帳地目を、記  
入のほうをさせていただいております。

それで面積のほうにつきましては、伸び等  
ございますので、実測の面積を、記載のほう  
をさせていただいております。

そうしますと今、予算で上げさせていただ  
いております宅地面積は、この横長の表にな  
りますけれども、6,049.07平方メートルとい  
うこととなりますが、議案上の面積でいきま  
すと6,519.94平方メートルということで、約  
500平方メートルぐらい登記簿のほう、登記  
簿といいましょうか、登記簿の宅地面積のほ  
うが大きいわけですけれども、実際は、宅地  
として利用していない箇所もありますので、  
今回、鑑定評価でさせていただいたのは、実  
際に宅地の面積として利用させていただいて  
いるとことということで、6,049平方メートル  
について宅地として認定をさせていただいて、  
積算のほうをさせていただいておりますので、  
先ほど澤田委員がいわれたように、単純に議  
案書の宅地に宅地の価格、山林に雑種地の価  
格をかけたものよりも700万円ほど少ない金  
額になるということでございます。

○下江洋行委員長 質疑を終了します。

これより本議案の討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 現在議題になっております  
第17号議案について、反対の立場で討論をさ  
せていただきます。

これまでの審議の状況を見てみましても、  
何が本当の数字で、何が違う数字なのかとい  
うのがやはりわからない状況があると思いま  
す。急な質疑の前の大事な仮契約の資料も今  
出されるという中で質疑が求められている  
中で、審議が途中でもうとまってしまうとい  
う状況です。

また、今の澤田議員の質問の中でも、議案  
書に書かれている数字と、また、土地の売買  
の契約の面積が、地目等が違ふとか、そうい  
うふうなのが後から出てきまして、この金額、  
またこの数字を見れば、その4億7,000万  
円という数字にたどり着くのかということが、  
この審議を通じてもわからないという状況が  
私には本音であります。ですから、やはり慎  
重審議をしていただくというふうに提案をさ  
せていただきたいと思います。

私自身は、この土地を絶対買ってはいけな  
いという立場ではありません。当該企業での  
50年という間の悪臭や大量のハエの発生、環  
境問題に悩まされている地元の方々を考えれ  
ば、この土地を買うことで、そういった環境  
問題が解決するというは大変、一面では  
喜ばしいことではある事業ではあると思いま  
すので、絶対反対というわけではないんです  
が、ただ、5億円、4億円という大きな税金  
を使うということは、やっぱり慎重審議を重  
ねて、皆さんが納得できる、もちろん、こ  
こだけではなくて、住民の人が納得できるよ  
うな審議をやっぱりしなければならぬとい  
うふうに考えるからであります。

1つ目には、やはり私としては鶏糞の  
4,000トンをどのように処理をするのか。そ  
の計画書がいまだに出ないと。今、ないとい  
うことであります。

そして、先ほど言った慎重な手続がどんな  
土地であれ、検討や十分な時間をかけて求め  
たいということが2点目でございます。

そして、3点目には、やはり土地購入後に  
またトラブル等が発生しないために、確かな  
根拠を求めたいと思います。それは、1つ目  
には土壤汚染の検査を、リスクがあるとい  
うふうに鑑定書にはあるにもかかわらず、土壤  
の汚染のリスクの調査を行っていないとい  
うことであつたり、あと、22年前の企業側が作  
成した地籍測量図で不動産鑑定を行っている  
ということが、やっぱり今後トラブルになる

のではないかなというふうに思っておりますので、そちらのほうの慎重審議をするためにも、9月議会に出していただくというようなことは大事かと思えます。

そして、あとは、跡地利用の目的のほうも、やはりまだ明確化していないというところがありますので、やはりその5億円、4億円で買った後も、どういった土地の利用をするかということも、やはり住民の方々の説明等で理解を得るということは、やっぱりもう少し時間がかかるというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、市民からは人口減少、少子高齢化、消滅可能性都市と言われているこの新都市で、今回の土地取得の議案は、4億円、5億円ということで、市の人口が4万7,000人なので、市内の赤ちゃんからお年寄りまで割ると、約1万円の税金を負担するという事業の話なので、慎重審議をしてほしいというふうに私は市民から言われました。

やはり今回の手続、議会最終盤での急な追加議案の提出、そして、通告なしの急な資料請求が出て、十分な議論や質疑ができないというふうに考えまして、9月議会に出し直すことを提案して、反対討論といたします。

以上です。

**○下江洋行委員長** ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

**○柴田賢治郎委員** 私、柴田は、ただいま議題となっております第16号議案に賛成の立場で討論を行います。

今回の議案は、買い戻し特約まで出されて、高くても買えという批判を浴びながらも、市内に異臭問題に対する紛争を残すこととなった市長が、平成16年には陳情という形で、市民に不安と被害を与えている土地を先方が売りたいという好機を得て、今回、契約の内容に問題がないように手順を踏んだということでもあります。

しかも、今回、同地域から再度陳情が出ました。市内一部の市民にはわかってもらえなかった地元の痛みがあることも事実であります。

また、今回の購入価格が高い安いの議論に対しては、不動産鑑定評価によって、ほかの案件との整合性を保ったことも賛成の理由となります。今回の契約は双務契約であり、それぞれが負う責任の理解を得られれば、ほとんどの問題は解決するかと思います。

今、議論となっております契約書の数字の違い等もですね、最後にできる更地の土地をですね、この金額で買えるということができれば、追加予算等もないということも私は認識しております。

今回、我々の質疑において、今回の契約が双務契約であり、民民の契約であるということをしつかり理解して、賛成といたしたいと思えます。

**○下江洋行委員長** ほかに討論はありませんか。

澤田恵子委員。

**○澤田恵子委員** 今回、いろいろな資料、報告書のほうがたくさん出てきたんですけども、私はなかなか理解できないというものもありますけれども、余りにも議論をしたりとか、これが正しいか正しくないのか、数字の面でも二転三転してしまったりとか、理解できないような答弁であったりするとですね、本当に困ってしまいますし、これが本当に市民にとって正しいことであれば、なおさらしっかりと書類の提出、手順というのが必要だったかと私は思います。

柴田委員のおっしゃるように、これは早急に解決をしていかなければならないということがありますけれども、こうしてしっかりとした議論がルールに沿ってできたりとかしていけば、早く解決がつくと思うんですけども、逆に、こんな審議されなければならないこと、疑義が残ることをですね、いつまでも

いつまでもずるずる引きずってはいは余計、後々に、後手後手に回ってしまうということが考えられます。

私は、ここはしっかりと、もうこうなって皆さん疑義を生じてきた段階でどういうふうにするかということを見ると、やはり本当に急いで、どうしてもこれは急がなきゃならないことなんだということがなければですね、やはり9月議会、先ほど長田委員も言われたように、少ししっかりと議論をする時間をとっていただきたいと思いますので、これは反対として、今回は反対討論としたいと思いません。よろしくをお願いします。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 私、第17号議案、これに賛成の立場で討論させていただきます。

市側のほうから繰り返し説明がありましたように、まず1点目には、インターチェンジ周辺の企業用地の確保。それから、2点目に長年にわたる当該地域の皆さんを苦しめている環境問題の解決。3点目には、同業者への転売による環境問題の悪化。こういったものをやはり現状の課題、そして、新都市の未来のために、この議案でもって解決の方法に向けていくことが重要であるというふうに考えます。

ただし、今、その中の疑義になっております面積の問題等から金額の問題、この辺については、しっかりと資料を提示していただきたいことを申し添えた上で、賛成討論とさせていただきます。

○下江洋行委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 大変申しわけありません。第17号議案と申し上げましたけれども、第16号議案と訂正のほうをさせていただきます。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後5時08分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長